



うちなー健康経営宣言

第 1512 号

令和 5 年 9 月 6 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

私たちは、地域に密着したサービスで、お客様第一を考えるとともに、従業員の働きやすい職場環境作りや従業員の健康意識を高める取り組みに努めて参ります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 血圧管理に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。